

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名
日吉津村

令和7年4月1日時点

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	村営住宅にパートナーと入居申請ができる。	②証明書又はカードの写しを提出	住民課 0859-27-5951	届出受理証明書等の写しの提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たす必要があります。
2	村営霊園の使用承継	②証明書又はカードの写しを提出	住民課 0859-27-5951	
3	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる。	②証明書又はカードの写しを提出	住民課 0859-27-5951	
4	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	②証明書又はカードの写しを提出	住民課 0859-27-5951	
従来から利用できるサービス				
	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
5	税の申告相談	③不要	住民課 0859-27-5951	同一世帯であれば申告相談は可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
6	所得や課税に関する証明の交付申請	③不要	住民課 0859-27-5951	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
7	納税に関する証明の交付申請	③不要	住民課 0859-27-5951	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
8	固定資産税課税台帳閲覧評価証明書等の交付申請	③不要	住民課 0859-27-5951	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
9	資産に関する証明の交付申請書	③不要	住民課 0859-27-5951	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
10	住民票の写しの請求	③不要	住民課 0859-27-5951	同一世帯であれば手続き可能ですが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
11	村営霊園の使用	③不要	住民課 0859-27-5951	
12	要介護・要支援認定の申請	③不要	福祉保健課 0859-27-5952	
13	国民健康保険制度に関する手続き	③不要	福祉保健課 0859-27-5952	
14	後期高齢者医療制度に関する手続き	③不要	福祉保健課 0859-27-5952	
15	保育料算定、保育施設入所の際の世帯認定	③不要	福祉保健課 0859-27-5952	
16	児童クラブの利用申請、送迎等	③不要	児童館 0859-27-3634	
17	就学援助費の申請	③不要	教育委員会 0859-27-5956	同一生計者の所得で審査します。